

<湖国寮の先輩から贈る言葉>

滋賀県のある農道沿いに「青少年にしつけと愛と環境と」の標語が掲げられている。「環境」を自然環境と限定してはいない。人が、闘争心、競争心など過度の積極的思考を抱き続けるとき、人生の収穫期において回復不可能なダメージを人は体に蓄積する。歪んだ積極的思考を排除し、幸福ないしは楽天主張による自分の幸福と社会的貢献を実現できるような成長期の「愛としつけと環境」が必要である。

人は所詮ひとりでは生きられない、ひとりなら存在する意義すらないことに想いを致すとき、学生時代という人生の成長期において、湖国寮という共同生活のできる「環境」の存在意義は大きい。

寮生は自らこの恵まれた「環境」に入寮できたことに感謝し、共同生活を通して生涯の生きる術を体得し、生涯の友とたくさんの楽しい思い出を作ってもらいたい。そして、高齢になっても「人生の生きがい」を見失わない精神年齢の若い人間に成長されることを心より願う。⇒ サムエル・ウルマンの詩「青春」(後掲「先人の言葉」参照)

<湖国寮の沿革と設立趣意>

湖国寮は、滋賀県及び県出身財界寄付金により設立された財団法人湖国協会(昭和28年設立、理事長滋賀県知事)、現在は公益財団法人(H24年に移行認定、理事長は卒業生)の経営による学生寮で、東京都及びその近郊に在学する者を修学援助並びに奨学援助し、主に湖国出身者の有為な人材育成をめざしている。

在寮生は、建寮の趣旨と半世紀に亘る歴史と伝統に思いをおき、寮生としての自覚と責任感を持ち、互いに協力しあって明るく楽しい共同生活を築き、修学に努め、実り多い湖国寮生活にしなければならない。

そのために、「寮舎内管理運営細則」を遵守するほか、寮生が心得るべき事柄を次に挙げ、寮自治会活動と相俟って、円滑で適正な寮運営を志向していきたい。

(起居生活一般)**1 共同生活の相互配慮・協力義務**

共同生活においては、自分の我を通すのではなく、自己を抑制すること、ときには自己を犠牲にして人に尽くすこと、更には待つこと。忍耐、我慢、努力が必要である。

寮舎内においては、互いの生活を尊重し、騒音・汚損等の迷惑をかけないように注意し、明るく楽しい共同生活となるように互いに協力し合うこと。

2 寮長・自治会長連絡指示事項遵守義務

寮生は、寮長の指示、伝達事項や湖国寮自治会長の周知、連絡事項等の掲示に留意し、それらを誠実に守り実行すること。

3 挨拶

寮生間のコミュニケーションを深め、寮生活を明るく楽しく過ごすために、相互の挨拶行為に努めること。「おはようございます」「こんにちは」「行ってきます」「ありがとうございます」「おやすみなさい」等々の基本的挨拶は欠かさないこと。

また、寮舎周辺のご近隣の方々にも挨拶を励行すること。

4 食事

食堂では、服装及び言動に注意し、明るく楽しい食事ができる雰囲気醸成に努めること。

食事の際には、「いただきます」(命をいただくありがたさを味わう大変重みのある言葉)⇒先人の言葉「五観の偈」並びに「ごちそうさまでした」(賄いの方に対する感謝の言葉)を励行すること。

5 勉学・安息

学生の本分は、勉学である。保護者の期待に応えられるように勉学及び人間的成長に努めること。

寮室においては、次の点に留意すること。

- ・ 寮室は、勉学、休息、および睡眠の場であることを自覚し、いやしくもこれにもとるような行為は厳に慎まなければならない。
- ・ 寮室内の整理整頓を行い同室者と協同して常に良好な生活環境にしておくこと。
- ・ 22:00以降は静粛を心掛け、寮舎内の他の寮生の勉学と安息を妨げないように配慮すること。

(保健衛生等)**6 病気・怪我**

- ・ 寮生各自が規則的な生活習慣の確立に努め、健康管理に注意すること。
- ・ 寮生本人又は他の寮生が急病や体の具合が悪い時、その他身体・健康に怪我や異常が認められた時には、医師の診断を必要とする場合と否とにかかわらず、速やかに寮長又は管理人に申し出ること。不在時の場合にも管理会社提供のサービス「アイフロント24」を利用して連絡のこと。
- ・ 外部で医師の診断を受けたときは、その症状等を寮長又は管理人に申し出ること。

7 寮長等への相談

寮生は、寮長、管理人、協会役員等関係者の指導に従うとともに、何事によらず異常を認めたときや相談が必要と思われる場合は、気軽に申し出ること。必要以上の我慢は体に毒と認識すること。

(交通事故注意)**8 交通事故注意並びに保険加入**

- ・ 寮生は自ら交通事故を起こすことがないように、日頃から交通用具の整備を怠らないこと。
- ・ 寮生は交通事故を起こすことがないように、また被害者とならないように注意し、予め十分な保険(交通傷害保険等)に加入すること。

(日常生活の指針)

9 先人の言葉

寮生は、寮生活並びに大学等においては、コミュニケーション能力の醸成に努め、多くの先人の言葉を大切に、将来の社会生活において逞しく生きる術を学ばなければならない。

これらの「いい言葉」を反芻することが大脳新皮質に蓄積し自らの自律神経系に好影響をもたらすメカニズムを理解すれば、必ずや心身共に健康で人生を長く謳歌できると信じる。現在の科学で可能な125歳まで、寮生よ永遠なれ！

別添 《心に響く「いい言葉」「強い言葉」の一例》 参照

(寮生の自治活動)

10 寮生自治会

- ・ 寮長承認のうえ湖国寮において自治活動を推進する組織を設置する。(湖国寮管理規程第17条) 名称は「湖国寮自治会」(以下「自治会」という。)と称する。
- ・ 寮生は全員自治会の活動に積極的に加わり、協力を惜しまないこと。
- ・ 自治会役員は、3年生を中心とした委員長及び役員数名とし、寮長に毎年その年度の就任役員を届け出る。
- ・ 自治会組織は、寮長の寮施設の運営管理に協力する。

11 寮のイベント・外部活動

自治会が活動の一環として参加する寮のイベント・外部活動の主なものは以下のとおり。支障なき限り全員参加が原則。寮長の指導をよく仰ぎ、推進すること。

(参考:以下は、過去において開催がされてきた湖国協会及び寮自治会活動の例)

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・湖国寮さざなみ祭 | ・知事との懇談会 |
| ・滋賀県のイベント(淡海の人大交流会)参加 | ・湖国寮大学院講座 |
| ・滋賀県人会イベント参加 | ・卒寮生との情報交換会 |
| ・大使館・国会議員お茶会体験 | ・就職相談 |
| ・地元関連イベント参加 | |
| ・ハイキング大会 | |

等々

附則

本細則は、平成24年4月1日から施行する。

改定規定は、平成27年2月1日から施行する。

経過措置

本細則は、公益法人登記完了後、財団法人湖国協会は公益財団法人湖国協会と読み替え、本細則に関係する一切の規定並びに締結した契約書及びその履行业務を引き継ぐ。